

# 福山市 高齢者肺炎球菌 予防接種実施要領

2026年度（令和8年度）

## 目 次

1	予防接種の種類	P 1
2	実施期間	
3	接種の場所	
4	対象者の確認	
5	接種の回数	P 2
6	予防接種料金（個人負担金）	
7	予診の方法	P 3
8	接種不相当者及び接種要注意者	
9	予診票への署名について	
10	施設入所者について	P 4
11	他の予防接種との接種間隔	
12	高齢者肺炎球菌予防接種に使用するワクチン等 について	
13	予防接種の実施	
14	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった こと等により、やむを得ず定期予防接種の機会 を逸した者への特例について	P 5
15	予防接種後副反応疑い報告書について	P 6
16	予防接種に係る間違いの防止について	
17	他市町村住民の接種について	
18	予防接種の実施報告について	P 7
19	その他	P 8
20	資料等	P 9

福山市

## 1 予防接種の種類

高齢者肺炎球菌予防接種（沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンでの接種）

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）は予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）のB類疾病に位置づけられ、その予防接種は個人予防に比重をおいて行うものであり、集団発生を防ぐものではありません。接種を受ける法律上の義務はなく、対象者が自らの意思で接種を希望する場合にのみ予防接種を行うものです。

## 2 実施期間

2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日

## 3 接種の場所

実施協力医療機関（個別接種）

接種を希望する者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、巡回診療として当該医療機関に所属する医師により対象者の自宅、入所施設、入院施設等での予防接種を実施することは差し支えありません。

## 4 対象者の確認

対象者は、福山市に住民票のある人で、原則として肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく（ただし、「予防接種を行う必要がある」と医師に判断され、福山市が認めた場合は対象となります。）、次の①又は②のいずれかに該当し、本人による接種希望の意思確認が得られた者とします。

なお、接種前には接種を希望する者から、次に掲げる【本人確認書類】の提示を求めるなど、年齢及び住所等から対象者であることを慎重に確認してください。

① 65歳の者（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで）

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい（身体障がい者手帳おおむね1級に相当する程度。肢体・視覚・聴覚障がいなどは除く。）及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（資料①「機能障がいの程度」に該当することを次の（ア）～（ウ）いずれかの方法により確認した後、接種を行ってください。

（ア）機能障がいを診ている医師による確認

（イ）身体障がい者手帳による確認

（ウ）機能障がいを診ている医師の意見書・診断書による確認

### 【本人確認書類】

マイナンバーカード、各種健康保険資格確認書、運転免許証又は住民票などの住所・年齢を確認できる書類

### **長期療養が必要な疾病などで定期の予防接種の機会を逸した者に対する特例**

長期療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期の予防接種（新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザを除く。）を受けることができなかつたと認められる場合は、その事情がなくなった日から2年間（高齢者肺炎球菌については1年間）は、特例として定期の予防接種を受けることができます。

※事前に手続きが必要

※詳細については、「14 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期予防接種の機会を逸した者への特例について」を参照してください。

## 5 接種の回数

1人につき1回（筋肉内接種）とします。

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は原則として対象外です。ただし、「予防接種を行う必要がある」と医師に判断され、福山市が認めた場合は対象となりますので、該当の場合は、保健予防課にお問い合わせください。

## 6 予防接種料金（個人負担金）

- ・ 1件につき4,100円
- ・ 次の①、②、③のいずれかに該当し、【証明書】を事前に提示した場合は個人負担金免除となります。（以降、①・②・③の個人負担金免除者を「低所得者」といいます。）
- ・ 【証明書】の提出、医療機関での回収は不要です。提示された【証明書】を確認し、予診票の確認項目欄へ記入してください。（記入例I参照）
- ・ 予防接種を行った際に徴収した個人負担金の領収書は、実施協力医療機関がそれぞれの定める様式（レシート等）により発行してください。

【個人負担金免除者】	【証明書】
① 市民税非課税世帯の世帯員	<p>Ⓐ 介護保険の 「納入通知書（保険料額決定通知書又は保険料額変更通知書）」 （保険料段階が01～03段階に限る。）…見本Ⓐ-1又はⒶ-2 ※保険料段階が第4段階以上の人でも市民税非課税世帯の場合があります。該当する人は他の証明書（Ⓑ又はⒸ）で御確認ください。</p> <p>又は</p> <p>Ⓑ 後期高齢者医療資格確認書…見本Ⓑ （適用区分の欄に「区Ⅰ」又は「区Ⅱ」と記載されており、接種日時点で、有効であるものに限る。） ※後期高齢者医療のものに限ります。（国保等は対象外） ※マイナンバーカード（マイナ保険証）でのオンライン資格確認で上記の資格及び適用区分（「低Ⅰ」又は「低Ⅱ」）の確認ができた場合、原本の提示を省略することができます。</p> <p>又は</p> <p>Ⓒ 市民税非課税世帯の証明書（医療機関用）…見本Ⓒ （接種日時点で、有効であるものに限る。）</p>
② 生活保護法による生活保護受給者	<p>Ⓓ 休日・夜間等受診票…見本Ⓓ （接種日時点で、有効であるものに限る。）</p>
③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	<p>Ⓔ 写真付の本人確認証…見本Ⓔ （接種日時点で、有効であるものに限る。）</p>

## 7 予診の方法

- (1) 接種前診察（問診、検温、視診、聴診等）は全員に実施してください。対象者が自宅等で検温している場合でも、医療機関において再度検温してください。
- (2) 予診票の「医師記入欄」の「医師署名又は記名押印」欄は、原則として予診を行った医師が自筆で署名してください。ゴム印等で記名する場合は、必ず医師の押印を行ってください。（予診票最下段の実施医療機関名等の欄の医師名については、ゴム印の記名のみで可。）

## 8 接種不適合者及び接種要注意者

- (1) 接種不適合者（接種を受けることができない者）  
次の各号に掲げる者は、予防接種を受けることができません。
  - ① 接種当日、明らかな発熱（一般的に予診時の体温が37度5分以上であることを指す。）を呈している者
  - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - ③ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - ④ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者※接種不適合者に予防接種を行った場合、当該予防接種は福山市が実施する高齢者肺炎球菌予防接種の対象になりません。
- (2) 接種要注意者（接種の判断を行うに際し、健康状態及び体質を勘案し、注意して接種する者）
  - ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、障がい等の基礎疾患を有する者
  - ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - ③ 過去にけいれんの既往のある者
  - ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
  - ⑥ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

※なお、接種要注意者の場合、対象者の健康状態及び体質を勘案して慎重に接種の可否を判断し、予防接種を行う際には対象者に対して、改めて予防接種の効果や副反応などについて適切な説明を行い、対象者が十分に理解したうえでの接種希望であることを確認し、文書による同意を確実に得る必要があります。

## 9 予診票への署名について

B類疾病の予防接種は、接種を受ける法律上の義務がないため、対象者本人の意思で接種を希望していることを確認する必要があります。よって、対象者本人の意思確認を確実にを行い、予防接種の実施に関して文書による同意を得た場合に限り予防接種を実施することができます。

- (1) 予防接種の実施に当たっては、事前に説明書等により、有効性、接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について適切な説明を行い、対象者がその内容を十分に理解したことを確認してください。
- (2) 対象者は、医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に署名することになります。予診票に署名しなければ接種を行うことはできないので注意してください。
- (3) 対象者の意思を確認することが困難な場合は、家族又はかかりつけ医の協力により対象者の意思を確認することは認められますが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、法に基づいた予防接種を行うことはできません。
  - ① 対象者が署名できる場合：「本人署名」欄に署名します。（記載例は、記入例Ⅱ）

② 対象者が署名できない場合：代筆者が「本人署名」欄に対象者の名前を代筆記名し、「代筆者名前」及び対象者との「続柄」を記入します。（記載例は、記入例Ⅲ。代筆者については、資料②「代筆について」を参照。）

(4) 視覚障がい者等における予診票の記入について

① 予診票の「本人署名」欄に対象者が署名しがたい場合、代筆で対応してください。なお、「本人署名」欄以外の予診票の「住所・名前・生年月日・年齢・電話番号・性別」及び「質問事項」等については、聞き取りをして実施協力医療機関の従事者等が記入しても構いません。

② 代筆によりがたい場合は、福山市の予防接種担当課に別途協議するものとします。

## 1 0 施設入所者について

施設入所中の対象者については、施設長の判断で一律的に接種を行うのではなく、明確に対象者の意思を確認したうえで接種をすることになります。

### 1 1 他の予防接種との接種間隔

高齢者肺炎球菌のワクチンは、不活化ワクチンのため、異なるワクチンの接種間隔に関しては規定がありません。また、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、帯状疱疹ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

### 1 2 高齢者肺炎球菌予防接種に使用するワクチン等について

(1) 本事業で使用する高齢者肺炎球菌予防接種用のワクチン及び接種用具等（以下「ワクチン等」という。）は、医療機関が任意の卸業者から直接購入して御用意ください。（市による注文先業者の指定はありません。）

#### 【注意事項】

沈降 2 0 価肺炎球菌結合型ワクチンは、乳幼児等の定期接種で使用する小児用肺炎球菌ワクチンと同じものです。ワクチンを注文する際は、それが高齢者肺炎球菌予防接種用のものであることを注文先業者に必ず教えてください。

また、接種の際に、誤って乳幼児定期予防接種用のワクチンを使用することがないように、分けて管理いただきますようお願いいたします。

(2) 予診票及び予防接種済証、説明書は、昨年度の接種実績を参考に送付しています。追加が必要な場合は、保健予防課へ御連絡いただければ郵送します。また、福山市のホームページからダウンロードして印刷し、御利用いただけます。

### 1 3 予防接種の実施

(1) 法、法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）、法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）及び予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）等（以下「法令等」という）を確認の上、接種を実施してください。

(2) 国が定める「定期接種実施要領」の「12 接種時の注意」に順じ、予防接種を行うに当たって遵守する事項に則って接種を行ってください。

(3) ワクチン等の使用に当たっては、その種類、添付文書、有効期限内であること及び異常のないことを確認してください。

(4) 福山市から配付された予診票を使用します。

※「4 対象者の確認（1 ページ目）」により、対象者であることを確認してください。

- (5) 接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認してください。
- (6) ワクチンを筋肉内に1回0.5ml注射します。
- (7) 原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射により行ってください。なお、明らかに筋肉量が少ない場合などは、年齢に関係なく大腿前外側部（外側広筋）に接種することも可能ですが、臀部には接種しないでください。
- (8) 接種後は、予診票にワクチンメーカー名・ロット番号・接種量・実施場所（実施協力医療機関名）・医師名・接種年月日を記入してください。ワクチンメーカー名・ロット番号欄の記入に代えて、ロット番号が記載されたシールを貼付しても構いません。
- (9) 接種後は、対象者に「高齢者肺炎球菌予防接種済証」を交付してください。

#### 1.4 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期予防接種の機会を逸した者への特例について

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の厚生労働省令に規定する特別の事情により、定期予防接種（ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の予防接種を除く。）を受けることができなかつたと認められる場合は、その事情がなくなった日から2年間（高齢者肺炎球菌及び带状疱疹予防接種は1年間）は、特例として定期予防接種を受けることができます。（事前の手続きが必要）

##### (1) 厚生労働省令に定める特別の事情

- ① 次のア～ウに掲げる疾病にかかったこと。（やむを得ず定期予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）
    - ア 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
    - イ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
    - ウ ア又はイの疾病に準ずると認められるもの

（注）上記に該当する疾病の例は、別表（資料③-2裏面）に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不相当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の判断の下、行われるべきものである。
  - ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと。（やむを得ず定期予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）
  - ③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められるもの。
  - ④ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと。（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
- ※④に該当するかについては、保健予防課と協議して決定するものとします。

##### (2) 実施方法

- ① 対象者は、事前に別紙 資料③-1「定期予防接種（特例）申請書」及び資料③-2「意見書（長期療養疾病等による定期予防接種の特例措置）」を福山市に提出します。
- ② 特例の対象者となる場合、福山市が「証明書」を対象者へ交付します。
- ③ 特例として定期予防接種を実施する場合は、必ず対象者から「証明書」の提示を受け、有効期限等を確認してください。
- ④ 接種した予防接種の予診票及びそのコピーを、月ごとの予診票と併せて提出してください。
- ⑤ 実施報告については、高齢者肺炎球菌予防接種実施報告書と併せて提出期限までに、各提出先へ提出してください。その際、予診票の空欄に「長期療養疾病対象者」と記入してください。

### (3) 対象となる期間

特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間です。

## 1.5 予防接種後副反応疑い報告書について

法の規定による副反応疑い報告については、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照に、報告基準を満たす予防接種に起因する疑いのある副反応を診断した場合は、速やかに電子報告システムを用いて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告してください。

(URL:<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>)

なお、電子的な報告が困難な場合は、予防接種の種類に関わらず「予防接種後副反応疑い報告書」（資料④-2）及び「予防接種後副反応疑い報告書報告基準」（資料④-2の裏面）を記入し、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）の場合は「急性散在性脳脊髄炎（ADEM）調査票」（資料④-3）を、ギラン・バレ症候群（GBS）の場合は「ギラン・バレ症候群（GBS）調査票」（資料④-4）を併せて、FAX（FAX番号:0120-176-146）により同機構に報告を行ってください。

また、機構への報告に際し、福山市への連絡は不要です。記入・作成に当たっては「予防接種後副反応疑い報告書記入要領」（資料④-1）を参照してください。

## 1.6 予防接種に係る間違いの防止について

法令やワクチンの添付文書の説明等を守らずに予防接種を実施したことによって健康被害が生じたときには、接種を行った医師や医療機関の責任を問われる場合があることに留意してください。

### **予防接種に係る間違い発生時の対応について**

誤った用法用量での接種や有効期限切れワクチンの接種など、予防接種間違いが発生した場合は、速やかに間違いの概要を保健予防課へ電話（TEL：084-928-1127）で報告するとともに、「予防接種に係る誤接種報告書（資料⑤）」を御提出ください。また、被接種者への説明及び健康観察等の対応をお願いします。報告後の処理につきましては、改めて保健予防課より連絡します。

なお、2013年（平成25年）4月1日より厚生労働省の定期接種実施要領において、重大な健康被害につながる恐れのある予防接種の間違いについては、福山市を通じて国に報告することが義務付けられていますので、御留意ください。

## 1.7 他市町村住民の接種について

福山市民以外の予防接種については、原則、「広域予防接種券」又は「予防接種依頼書」が必要となります。住所を確認して、実施してください。

詳細は、次の表のとおり。

被接種者	被接種者の提出書類	接種料金	被接種者の負担	使用するワクチン	請求・報告先
広島県内の住民					
広域化予防接種事業参加市町の住民	(※) 予防接種券 (高齢者肺炎球菌)	住民票のある市町が定めた料金	[患者負担額]の金額 (予防接種券に記載)	医療機関が購入	予防接種券に記載されている「患者負担額」の欄の金額を徴収、予防接種券、予防接種請求書を国保連に提出 ※福山市への報告は不要
広域化予防接種事業に未参加市町の住民	医療機関宛の依頼書	医療機関が定めた料金	実費 (ワクチン代含む)		被接種者から実費を徴収、依頼のあった市町へ予診票を送付 ※福山市への報告は不要
広島県外の住民	医療機関宛の依頼書	医療機関が定めた料金	実費 (ワクチン代含む)	医療機関が購入	被接種者から実費を徴収、依頼のあった市町村へ予診票を送付 ※福山市への報告は不要

(※) 予防接種券の取り扱いができる医療機関は、広島県広域化予防接種事業受託医療機関に限ります。

(1) 注意点

- ① 広域化予防接種受託医療機関として予防接種の実施を希望される医療機関は、広島県医師会地域医療課（Tel：082-568-1511）へ連絡してください。（既に広域化予防接種受託医療機関として予防接種を実施している医療機関は、改めての連絡は不要です。）
- ② 広域予防接種委託料については、国保連合会が審査支払を行いますので、広域予防接種請求書に広域予防接種券と予診票を添えて、国保連合会へ提出（請求）してください。（福山市への報告は不要です。）
- ③ 広域予防接種及び予防接種依頼書に基づく予防接種による健康被害への対応については、予防接種券又は予防接種依頼書を発行した被接種者の住民票のある市町村が行います。
- ④ 予防接種依頼書を被接種者が持参した場合は、実費での接種となるため、被接種者からはワクチン代等を含めた接種料金（医療機関で定める任意の料金）を徴収してください。
- ⑤ 予防接種依頼書の持参者に係る接種の報告は、予防接種実施医療機関から、依頼のあった市町村の担当部署へ直接行ってください。（福山市への報告は不要です。）

(2) 福山市民以外の高齢者肺炎球菌予防接種の対象者で、予防接種券又は依頼書の提出がなかった場合の取扱い

被接種者に対し、住所地（住民票のある市町村）の予防接種担当窓口へ、住所地以外の市町村での接種を希望する旨を申し出るよう伝える。（被接種者は、住所地の市町村長から予防接種券か依頼書（原本）が手元に届き次第、医療機関へ提出後、接種を行う。）

## 1.8 予防接種の実施報告について

- (1) 実施協力医療機関は、「高齢者肺炎球菌予防接種実施報告書」（別紙2）に接種件数を、低所得者及び低所得者以外に分けて記入のうえ、予診票と併せて次のとおり提出してください。

また、予診のみ（予診の結果、接種を見合わせた場合。その後、診療に移行したものを含む。）についても、委託料支払対象となっています。ただし、「予診のみ」で委託料の支払対象となるのは、1人につき1日1回のみです。

なお、他のB類定期予防接種（高齢者帯状疱疹、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種）と同時接種を予定していた場合の「予診のみ」の取扱いについては、併せて1件として委託料の支払対象となりますので、次のとおり報告を行ってください。

- ① 高齢者肺炎球菌予防接種を含む計2～4件の同時接種を予定していた場合→「高齢者肺炎球菌」の欄に件数を記入し、報告してください。
- ② 高齢者肺炎球菌予防接種を除き、高齢者帯状疱疹予防接種を含む計2～3件の同時接種を予定していた場合→「高齢者帯状疱疹」の欄に件数を記入し、報告してください。
- ③ 高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の計2件の同時接種を予定していた場合→「高齢者インフルエンザ予防接種」の欄に件数を記入し、報告してください。

※ 同時接種を予定していなかった場合は、それぞれの予防接種の欄に件数を記入し、報告してください。

※ 記入方法については、「高齢者定期接種実施報告書」の裏面を参照してください。

提出期限	接種月の翌月10日まで（ただし、3月実施分は3月31日まで）
提出先	福山市医師会加入実施協力医療機関 ⇒ 保健予防課 医師会に加入していない実施協力医療機関 ⇒ 〃 松永沼隈地区医師会加入医療機関のうち （内海町、沼隈町内の実施協力医療機関） ⇒ 沼隈支所保健福祉担当 （その他の実施協力医療機関） ⇒ 松永保健福祉課 府中地区医師会加入実施協力医療機関 ⇒ 北部保健福祉課 深安地区医師会加入医療機関のうち （神辺町内の実施協力医療機関） ⇒ 神辺保健福祉課 （加茂町内の実施協力医療機関） ⇒ 北部保健福祉課 <b>※郵送で提出する場合</b> → <b>保健予防課 (TEL: 928-1127)</b> <b>〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22</b>
提出書類	① 高齢者定期接種実施報告書（別紙1） ② 予診票⇒※接種件数と枚数を照合 <b>※接種済みの予診票と予診のみの予診票は、分けて提出すること。</b>
備考	・提出期限までに実施報告書の提出がない場合は、該当月の接種実績なしとみなして処理を行います。 ・請求漏れが見つかった場合、直近の接種分と併せて提出してください。（ただし、最終報告期限は2027（令和9年）3月31日とします。） <b>・最終報告については、接種件数が0件でも必ず実施報告書を提出してください。</b>

(2) 福山市は、提出された実施報告書・予診票を審査し、不備等があったものについては、実施協力医療機関に修正・再提出を求めます。

(3) 本予防接種に係る委託料は、予防接種業務委託契約に従い、2026年度（令和8年度）予防接種委託料単価表（別紙2）の委託料単価のとおり、毎月の報告、審査終了後速やかに、医師会加入実施協力医療機関については各医師会を通して、その他の実施協力医療機関については直接支払うものとします。

## 1.9 その他

(1) この実施要領によるほか、その他の詳細については、法令等、「定期予防接種実施要領」及び「B類疾病予防接種ガイドライン」を参考に実施することとします。

(2) 個人負担金免除に必要な証明書は、次のとおりです。

- ・見本㉔、見本㉕及び見本㉖は、それぞれの制度の対象者に交付されているものです。
- ・見本㉗は、後期高齢者医療保険の被保険者全員に交付されていますが、適用区分欄に記載があるのは、事前に申請している人のみです。記載がない場合でも免除対象外とは限りませんので、御注意ください。また、マイナンバーカード（マイナ保険証）でのオンライン資格確認を利用して確認することもできます。

- ・見本㉔は、実施期間中、福山市の税証明担当窓口及び保健予防課において平日 8 時 30 分～17 時 15 分（交流館は 9 時～12 時）の間に対象者へ無料で発行されます。
- (3) 被接種者本人と予診医師が同一である場合は、予診の客観性が担保できず、福山市の定期接種としての取扱いができません（任意接種扱いとなります。）ので、御注意ください。

## 20 資料等

別紙 1 高齢者定期接種実施報告書

別紙 2 2026 年度（令和 8 年度）予防接種委託料単価表

資料① 機能障がいの程度

資料② 代筆について

資料③-1 定期予防接種（特例）申請書

資料③-2 意見書（長期療養疾病等による定期予防接種の特例措置）

※裏面に別表

資料④-1 予防接種後副反応疑い報告書記入要領（別表 各症状の概要を含む）

資料④-2 予防接種後副反応疑い報告書 ※裏面に予防接種後副反応疑い報告書報告基準

資料④-3 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）調査票

資料④-4 ギラン・バレ症候群（GBS）調査票

資料⑤ 予防接種に係る誤接種報告書

記入例Ⅰ 予診票記入例（証明書確認項目欄について）

記入例Ⅱ 予診票記入例（被接種者本人が署名する場合）

記入例Ⅲ 予診票記入例（代筆者が記名する場合）

見本㉕-1 介護保険 納入通知書（決定通知書）

見本㉕-2 介護保険 納入通知書（変更通知書）

見本㉖ 後期高齢者医療資格確認書

見本㉗ 証明書（医療機関用）

見本㉘ 休日・夜間等受診票（生活保護の方）

見本㉙ 写真付きの本人確認証（中国残留邦人等の方）

その他不明な点は、保健予防課（TEL：084-928-1127）へお問い合わせください。